

平成28年

総務委員会

4月18日

豊明市議会

## 総務委員会会議録

平成28年4月18日

午前11時00分 開会

午後零時04分 閉会

### 1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	一色 美智子
委員	清水 義昭	委員	近藤 裕英
委員	後藤 学	委員	三浦 桂司
委員	月岡 修一		

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川 晃二	議事課長	馬場 秀樹
議事担当係長	水野 美樹	議事課主査	花井 悟之

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	坪野 順司
参事	伏屋 一幸	行政経営部長	原田 一也
市民生活部長	石川 順一	財政課長	伊藤 正弘
総務課長	佐藤 浩一	税務課長	鈴木 美智雄
とよあけ創生 推進室長	鈴木 正	総務課長補佐	深草 広治
税務課長補佐	加藤 健治	税務課長補佐	塚本 由佳
とよあけ創生 推進担当係長	川島 康孝	財政担当係長	萩野 昭久

### 5. 傍聴議員

郷右近 修	富永 秀一	鵜飼 貞雄	蟹井 智行
宮本 英彦	毛受 明宏	近藤 郁子	近藤 千鶴
早川 直彦	山盛 さちえ	近藤 善人	杉浦 光男

### 6. 傍聴者

なし

午前 11 時開会

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） 総務委員会に付託されました案件、条例制定の案件が 1 件、条例改正の案件が 3 件、補正予算の案件が 1 件でございます。慎重審査の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（月岡修一議員） 議案第55号、57号、ともに大変重要な案件であります。有効な議論を尽くしていただきたいとお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長におかれましては自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、市長におかれましては退席願います。

なお、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

初めに、議案第55号 豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

鈴木とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） それでは、議案第55号 豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例について、御説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置するために定める必要があるからです。

それでは、条例について説明を申し上げます。

1 ページおめくりください。

第1条では条例の趣旨を、第2条では、検討委員会は、1号、2号について審議し、市長に答申をすることを定めています。

第3条では、検討委員会の委員を定員12名までとし、市長が委嘱する委員を5項にわたって定めております。

第1項では、教育及び児童の心理面に精通した知識者等です。

第2項は、両校の校長です。

第3項は、PTAを代表する方です。

第4項は、両校の学区内の区長様を想定しております。

第5項では、検討委員会を効果的に実施するために、市長が必要と認める場合に委嘱できるよう想定しております。

第4条では、検討会の委員の任期は答申した日までと定めております。

第5条では、検討会の委員長と副委員長の会議での役割を定めております。

第6条では、検討委員会会議の運営と権限を定めています。会議の開会は委員の過半数が必要であること、議事の採決は出席した委員の過半数で決することを定めています。

1枚おめくりください。

第7条では、庶務は行政経営部とよあけ創生推進室と定めております。

第8条では、その他必要事項の規則委任を規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。特例として、会議の参集及び運営は、委員長が互選されるまでは市長が行います。

以上で、議案55号 豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例について、説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 本会議質疑の中で、この条例に対する要領は考えていないというふうだったんですけど、これ、要綱とか規則だとか、そういうものの設置も考えていないですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 現在のところ、運営につきましての規則、要綱の制定は考えておりません。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 3条の2項に5つ項目があって、学識経験者だとかいろいろあるんですけど、これ、公布の日から施行するというふうなので、大体、想定の人数みたいなものがあると思うんですけど、これ、大体、おのおの何人ぐらいずつ想定されていますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） それでは、順番に御説明させていただきます。

学識経験者といたしまして3名、関係する学校長としまして2名、関係する学校のPTAの代表といたしまして2名、関係する地域の代表といたしまして2名、その他市長が必要と認める者として1名を今のところ想定しております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今のところですけども、5番のその他市長が必要と認める者というのは誰を考慮しておられますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 現在検討しておりますのは、区長会から1名、代表する方を検討しております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今のところの2項の4号の関係する地域の代表、これ、学区内の区長さんということだったんですけど、これ、区長さんって1年ずつ交代するような場合があると思うんですけど、そういうことはどういうふうに想定されていますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 私、先ほど申し上げました区の代表ということで区長を予定しておりますが、例えば来年度以降2年にまたがる場合、御本人様がそのまま引き続いていただけるのであれば、そのままお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 資料請求をしてもよろしいでしょうか。

唐竹と双峰の今後の児童数とその学級数の見込み、今、ゼロ歳児まで数字が把握できていて、そういうのはつくってみえると思いますので、その資料を請求したいと思いますが、よろしくをお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ただいま後藤委員から、児童数についての資料請求がありました。当局において用意できますでしょうか。

原田行政経営部長。

○行政経営部長（原田一也君） すぐにでも用意します。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。

どのぐらいの時間でしょうか、ちなみに。

○行政経営部長（原田一也君） 10分ぐらいいただきたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質問がある方。

では、続けます。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回、統合の検討委員会という形でこの条例案が出てきましたので、なぜこういう条例が出てきたかということについて、そういうことに関してお聞きしたいと思います。

先ほど本会議でも話がありましたけれども、前回の検討委員会で、24年11月、まだつい最近のことですが、答申が出ております。この答申の中では、小規模ではあるけれども過小規模ではないということが言われておりました。それで、短所よりも長所のほうが多い、短所、長所、あるけれども、長所のほうが多い、だから、今後の開発の動き、現に大宮小学校なんかでも生徒数がふえておるわけですが、開発の動きを見て考えると。そして、さらに、それまでの間は、合同行事とか交流など、ソフト面で補うと。子どもの社会性が育たないとかというのが短所として挙げられていましたので、そういう面は、合同事業とか交流など、ソフト面で補うと。そういうのが結論だったと思います。

それで、開発の状況についても後でお聞きしたい、見通しについても後でお聞きしたいと思いますが、その前に、まず、ソフト面で補うということでしたが、ソフト面で補うた

めに、今までどのようなことをしてこられたのか、それから、その評価はどのようにされて統合という方向での条例が出てきたのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

原田行政経営部長。

○行政経営部長（原田一也君） ソフト面での統合に関するといいますか、検討委員会で24年に結論が出た内容でのソフト面での学校間の交流ですとか、そういったことについては教育委員会のほうで聞いていただかないとなかなかお答えしにくいわけですが、ただ、これ、24年に結論が出たわけですけど、その後、27年1月に文部科学省から、いわゆる公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引というものが出されまして、小規模校については速やかに適正規模に近づけるんだというような指針が出ましたので、それを受けて、教育総合会議の中で、教育委員会のほうに検討するよというよなことを伝えただけでございます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 会議の途中ですが、資料が整いましたので、配付を願います。

（事務局資料配付）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 引き続き質疑に入ります。

原田行政経営部長。

○行政経営部長（原田一也君） 今お配りした資料の若干説明をさせていただきたいと思えます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） お願いします。

○行政経営部長（原田一也君） まず、一番上に、唐竹小と双峰小の学区の1歳児から12歳児までの子どもの数ということで記載させていただいております。唐竹小合計386、双峰小509、トータルは895人というのが1歳児から12歳児までの数でございます。

それで、少し下の表から、28年度の児童数、クラス数、こういったものを掲げております。唐竹小のクラスは、1年生から6年生までが1クラスで、特別支援のクラスを合わせまして、合計で8クラス。双峰小は、1年生から3年生まで、それと6年生が2クラスで、特別支援のクラスを入れますと12クラスというような形で、以降29年から33年度までの児童数及びクラス数を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほど、文科省のほうから手引が出て、その中で速やかにというようなお話がありましたけれども、この文科省の手引というのは、拘束力のあるものなんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

原田行政経営部長。

○行政経営部長（原田一也君） 強制力はございませんが、私ども、教育の環境を改善するという立場からすれば、当然、この方針については従うべきだという判断をさせていただいております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 全国的に過小規模の学校というのはたくさんありますので、当然、拘束力のある手引は出せないというふうに思いますが、そうしますと、先ほど答申の中で出ていたソフト面で補うというような努力をどうしたかとか、そのことの評価とか、そういったことは一切されずに、文科省から手引が出たので即それに従うという、そういうことなんでしょうかね。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

原田行政経営部長。

○行政経営部長（原田一也君） 教育委員会のこの統合についての検討、これは5回ほど教育委員会の中で検討されて、その公式会議以外でも個々に委員さんがいろいろと話し合いを持たれて、こういった結論に達したと。その議論の過程の中で、そういった交流のこと、これについては議論されなかったというような認識を私は持っておりますけれども、ただ、前回の適正規模委員会の中での当面の間は統合しないということでございまして、全て統合しないということではありませんので、その当時から比べますと、こういった国の考え方もきちっと示されておりますので、私どもとしては、当時の適正規模の委員会が出された結論、これについては、必ずしもそのとおりでやっていくべきだということではなくて、柔軟に対応していくということが必要だろうというふうに思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 前回の提言書の中で、開発の動きを見て考えていくと、これは、前回の答申の中で、委員さんたちが本当に困られた、判断に迷われたことだったと思いますが、

その開発の動きについてはどのように今回考えて、この統合という方向での条例を出されたのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

原田行政経営部長。

○行政経営部長（原田一也君） その間、特に大宮学区が該当するかと思うんですけれども、榎山台の開発ですとか、あと、螺貝の区画整理、こういったようなこともありまして、子どもの数がふえていくというような状況にはあります。

ですから、今回、唐竹小と双峰小の検討というようなことをやりますけれども、全体的に学区の見直し、こういったようなことも今後検討されていくのではないかなというふうには思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 その開発の関係ですが、唐竹の学区では間米のほうで、今、開発の話が持ち上がりつつあるというふう聞いております。もし、開発、市のほうでも、この前の総合計画の土地利用計画で開発ゾーンということに決められましたので、開発をするという方向を市が出したということだと思いますが、その開発をされた場合に、ここで、どのぐらいの世帯数といいますか、人口、世帯数がふえて、そして、文科省の基準で、一定の世帯数につき何人というふうな子どもの計算の仕方もありますけれども、そういった計算も出された上で、唐竹小は開発がされても問題ないから統合の対象にするというような、そういう結論を出されたということでしょうか。どういうふうな見通しを持っておられる。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

原田行政経営部長。

○行政経営部長（原田一也君） 間米の開発については、今後どういう形で進めるかわかりませんが、現状として小規模校があつて、それを1つにしたらどうだという意見を教育委員会のほうが出されてきたものですから、私どもとしては、たびたび言っておりますけれども、統合ありきの検討委員会ではない。あくまでも、今の小規模校としての教育環境がいいのか悪いのか、それをどうしていきましょうということを議論していただいて、一定の結論を出したいというものでございますので、この議論の中でそういった開発の問題も出てこようかと思いますが、その中で十分な審議をしていただければというふうに思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 この条例は、具体的に双峰小学校と唐竹小学校の名前を挙げて、統合の検討委員会なんですよ、これ。なので、学校の統合というのは、その地域がどうなるかということ抜きにしては考えられないことですので、教育委員会のほうから統合してくれと言ったから、キャパで無理があっても統合するとかしないとかという、そういう問題ではないと思うんですね。

ですから、今回、この条例を提出するに当たっては、当然、その地域の将来の子どもの数がどうなるかということは考えた上で出してみえると思いますので、その点、どういう見込みを持ってみえるのかということをお尋ねしておるわけです。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋参事。

○参事（伏屋一幸君） 間米のことに今、言及されましたけれども、間米についても、今回の総合計画の中では住宅地域ということで入っておりますが、具体的に、じゃ、いつという話で考えますと、他の区画整理を予定しているところと比べると、非常に遅くなるのではないかという見込みは持っております。

実際に、間米が土地改良地域なんだけれども、それを区画整理をやって、人々が住み始めて、子どもを生んで大きくなるだとか、子どもにつれて学校が大きくなるまでには10年以上かかるのではないかということを見込んでおります。

今回の文科省の通知によると速やかにというふうに書いてございますので、その10年後に、例えばふえるかふえないかわからない、そういった数値をもとに、じゃ、協議をやめるかということそうはならないだろうと、ある程度そういう予測もしながら検討委員会の中でどういう動きになっていくかというようなことを検討していただくと。

統合委員会という名称ではありますが、それは統合するとかしないとかということは、原田部長も言っておりますが、それはフラットな形で、市長がこれから市長の意思を固めるのに専門家の意見を伺ったり、子どもさん、保護者、地域の方の意見を伺って、総合的に市長の意思を決定していくための検討委員会ですので、ぜひこれはやらせていただいて、皆さんの意見を聞く機会を市長に与えていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 今、議論を尽くしていますのは、双峰小学校及び唐竹小学校の統合に関する検討委員会の設置ですよ。大変失礼ですけど、後藤委員の質疑を非難するつもりはないんですけれども、検討委員会が設置された後に後藤委員の質疑は大変有意義な質疑か

なと思うんですが、まだ設置をどうしましょうという段階で、我々は今、託されているわけですので、設置された後の意見ではないかと思うんですね。そこまで今、踏み込んでやるべきことではないので、まずこの設置を認めるなら認めて、その過程の中でいろんな、こういう資料を出していただいて、やはり後藤さんは、過去にもこういったことに関連しているの、知識を豊富に持ってみえますので、その中で有意義な質疑をするべきかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(委員間討議になっちゃうの声あり)

○月岡修一委員 失礼しました。皆さんも、答弁される側もそういうことをおっしゃりたいと思いますので代弁していますが、きちんと答えるべきことは答えなきゃ。何でもかんでも中に入って行って進んで行って答弁すればいいものじゃないですよ。

失礼しました。以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 質疑はよろしいですか、当局に。

○月岡修一委員 質疑、忘れました。済みません。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 続いて質疑を行います。

後藤委員。

○後藤 学委員 何を質問しようと思っていたかちょっとこんがらがりましたが、私が今お聞きしておるのは、具体的な名前を挙げて統合の検討委員会ということですので、統合するかしないか、それはしないことがあるのも当然なんですけど、統合するというのもあるから学校の名前も特定をしてこの条例を今出しておるわけですよ。ですから、少なくとも統合という結論になった場合にいいのかどうなのかということは、当然、考えた上で提案をしてこなきゃいけないと思うんですよ。それで、先ほどの唐竹小学校区は、もしあそこが宅地開発されて、子どもがたくさんふえたらどうなるのかという見通しをされたかどうかということをお聞きしたいわけです。

学校というのは、ここで統合した、子どもがふえた、またもとに戻しますというような、そういうことをするものではないですよ。ですから、質問にしなあかんのやね、検討はされていないんですね、そうすると、そういうことは。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋参事。

○参事（伏屋一幸君） 先ほど申し上げましたが、間米についてはこの10年で考えますとないだろうということは検討はいたしました。なので、再々言いますけれども、文科省のほうは速やかに検討しろと言っておる中で、10年たってからやるということには、ちょっと市のほうとしてはその時間は待ってられないだろうということで、現状で推測も出し

ながら、検討委員会の中で、こういった人数になるのかということももちろん出しながら検討していただくということでございます。

再々申し上げますが、市長が意思決定をしていく過程において、そういった専門家や子どもさんや保護者の意見を聞いて市長の意思決定をしたいということでもありますので、それはお認めいただきたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 双峰、唐竹小学校の環境を含めて、その小学校の施設、それから通われる児童のあり方を検討するという意味で理解しているつもりなんです、委員の中の選定で、区長が2名ということで、双峰学区、唐竹学区だからその区長ということは、当然その2人は入ると思うんですが、12人の委員のキャパがあるので、私じゃない人が質問したかったかもしれませんが、間米の児童も通っていますので、そういうことが今後、立ち上がるまでに、区長をもう一名ふやすとかということは検討される余地はありますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

原田行政経営部長。

○行政経営部長（原田一也君） 市長が認めた場合に委員として加わっていただくというようになっておりますので、その委員会の中で、こういった人が必要だろうと、意見を聞くにはもっとこういう方面の人も必要だろうというような判断がされれば、12名の範囲の中でそれは考えていけるのかなというふうに思います。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほど本会議質疑で、基本的にはアセットとは関係なく、純粋に教育の問題として検討をしていくというような答弁でした。

そうなりますと、純粋に教育の観点だけで統合の問題を考えていって、もう片方でアセットも、再配置計画、今つくろうとしておるわけですけれども、アセットのほうはアセットのほうでまた別でつくると、結論が違ってくるというようなことも出てくる可能性もあると思うんですが、その点はどうされますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋参事。

○参事（伏屋一幸君） これは、3月議会でも早川議員から質問されまして、私、答えたんですが、とりあえずアセットのほうは今年度からスタートいたします。今、後藤委員が

おっしゃったように、いろんな施設、市の総合的な施設について考えていきます。

一方で、今回のものについては、本当に唐竹と双峰のみをやります。その結論が出ましたらアセットの中に取り入れていきたいということで、3月のときもお答えをいたしました。今もそういったことに変わりはないので、そういった予定でいくということになるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 学校の適正規模を考える場合に、純粹に教育の問題ということは、適正規模が一番子どもの教育環境としていいから適正規模ということなんですが、必ずしも統廃合でなくても、学区の見直しということもあるわけですよね。前回の検討委員会でもいろんなケースを想定しております。

その中で、今見返してみると学区の見直しでもやれたなというようなケースもあるわけなんですけど、そういった検討はされたんですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁できますでしょうか。

原田部長。

○行政経営部長（原田一也君） それは教育委員会の審議の過程の中でそういった話がされるならされるべきだろうというふうに思いまして、今回、そういったことについては、検討委員会の設置に関することについては、私どもとしては考慮はしておりません。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 今までこの学校の統廃合については、本当にたくさんの地域にお邪魔させていただいて、お話を伺ってきた経緯がございます。それぞれの地域の問題を抱え、大変な御苦勞をいただいて統廃合をされてきたという地域がたくさんでした。もちろんさまざまな意見があり、時の財政状況、いろんなものを加味しながらやっています。

今回も、将来をどのように、核心的な部分で市長を初め当局が考えたか、よく、そこまではわかりませんが、十分に国の方針とか市の将来像を勘案した上で、とりあえず統廃合をする必要があるという、そういった議論になったのかなと思っていますので、まず、そ

の検討委員会の設置をすることは決して悪いことではないし、そういった中で、多様な意見を取り入れる。

24年度に一度収束はしましたが、そのときの住民の意見とこれからの住民の意見はまた違うと思うんですね。ですから、やはり新たに立ち上げて、いろいろな方でいろんな角度から御意見をいただいでいくのは必要かなと思いますので、今までの議論の中ですと何か設置された後の御意見のような気がします。まず、これは設置をどうするかということに関しての、我々の審査範囲でありますので、私はその設置条例については賛成ということで申し上げて討論とさせていただきます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほどから質問をさせていただいておりますように、前回の検討委員会で答申が出て、まだ間がありません。文科省から手引が出たといっても、それは法的拘束力を持つものではないし、市として独自に判断をしていくべきことだというふうに私は考えております。

少なくとも、統合の検討をする委員会をつくるということであれば、まず、前回の答申で提案されたソフト面でカバーしていくということについて、どのくらいのことができたのか、問題があったのか、そういう検証は当然されてしかるべきだと思いますが、その辺が非常に不十分だと思います。

それから、もう一点、前回の答申で、開発の動向を見てということで、これは、その後、間米の開発といったような動きが出てきておるわけで、これが10年先といっても、学校はその後何十年も続くか、ひょっとしたら100年以上も続くわけですので、おおよそどういう見通しになるのかわからないではなくて、市があそこを居住ゾーンにするというふうに決めたわけですから、それがどうなるかという見通しはきちんと持った上で統合してもいいかどうかということを検討してこの条例案を出してくるべきだったというふうに私は思います。

そういうところが不十分なままでこういう条例が出てくるというのは、教育第一といいながら、結局はアセット第一、市長も総合教育会議の中で、30%減らさなアカんと、学校もというような発言がありましたので、私はそういったことも正直に言ってそのような検討をすればいいと思うんですが、今回の条例案とその説明を聞いている限りでは、それを隠して、急いでこの2つの統合をしようというふうに見えるように見えますが……。

（賛成の声あり）

○後藤 学委員 それをこれから言おうと思って。

そういうふうに見えますが、この検討委員会の中でそういったことも含めて検討していただければいいと思いますので、賛成といたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第57号 豊明市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例及び豊明市行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 議案第57号 豊明市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例及び豊明市行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部改正について、御説明いたします。

この案を提出するのは、行政不服審査法の全部改正に伴い必要があるからです。

1枚おめくりください。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について、改正附則中、経過措置で定める適用範囲について、準則どおりに改めるものです。

その下、豊明市行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部改正について、本則中、教育長または委員の解職請求に係る書類の写しの交付を求める先を、教育委員会から選挙管理委員会に改めるものでございます。さきの条例制定時に誤りがありましたので改めるものでございます。よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 まず、固定資産評価審査委員会条例の関係で経過措置ということですが、この経過措置の関係で、これは、今の時期にこのように改正されるということは、固定資産の審査申し出ですか、その期間を、この28年度分に、あれは27年の3月からでしたかね、ですけれども、要は、その審査申し出に支障はなかったのかどうなのか、その点

をお聞きしたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 本市におきましては、公示日が4月1日ということがございまして、この改正による影響はございません。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっともう一点、済みません。

確認ですが、行政不服審査法の手数料条例の関係で、提出先に誤りがあったということなのですが、この誤りはなぜ起きたのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 今回の改正箇所につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律だけでなく、地方自治法の規定を準用された箇所も多くあり、解釈が誤ったものでございます。大変申しわけございませんでした。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 議案の説明会のときに、準則に合わせて3回来て、最終が3月22日だったというような話がありました。これは固定資産税のほうの話ですよ。こちらのほうは、準則が間違っていたから間違ったということではなくて、職員が条例改正の作業をする過程で誤ったという、そういうことなんですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） おっしゃるとおりでございます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 重大な過ちですので、こういうことのないように十分気をつけていただきたいと思います。

以上です。

（質疑の声あり）

○後藤 学委員 じゃ、気をつけていただけますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 質疑で。

○後藤 学委員 はい。今後は気をつけていただけますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 十分注意して作業を進めます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第57号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号 豊明市税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） それでは、議案第58号 豊明市税条例等の一部改正について、御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、平成28年3月31日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

主な改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

なお、条文について非常にわかりづらいものですから、新旧対照表を参考でつけさせていただきますので、そちらもあわせてごらんいただくと幸いです。

今回の改正につきましては、大きく5項目ございます。

まず、1項目めでございます。第1条のうち、第20条の2に係るものにつきまして、行政不服審査法の改正に伴いまして用語を改正するものでございます。

それから、2点目でございます。本文の5行目から10行目あたりになりますが、54条と57条の変更箇所でございますが、これにつきましては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立法人労働者健康福祉機構、これが4月1日に統合されて、独立行政法人労働者健康安全機構に統合されたことに伴う改正でございます。

それから、3点目でございます。附則の第10条の2の改正でございます。本文の11行目

あたりからになります。この改正につきましては、第4項につきましては地方税法の改正による条項ずれの修正によるもの、それから、第6項から第10項までにつきましては特定再生可能エネルギー発電設備の課税標準額の変更に伴うものでございまして、第6項で太陽光発電設備を課税標準額の3分の2に、それから、第7項で風力発電設備を3分の2に、第8項から10項で、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備についてそれぞれ2分の1に減額する規定でございます。

それから、第4点目でございますが、本文の24行目あたりの改正になります。附則の第10条の3の改正につきましては、熱損失防止改修工事、いわゆる省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置を受けるために申告する際の取り扱い事項に関する改正でございます。

それから、最後の5点目でございます。本文の一番下、第2条というところからの改正でございますが、こちらにつきましては、第2条の附則第4条につきましては市たばこ税に関する経過措置に係るものでございまして、昨年の12月議会、議案第66号で提出させていただいたものをよりわかりやすくするために、読みかえ条項を出させていただいたものでございます。旧3級品の紙たばこに係る特例措置を廃止しまして、一般の紙たばこに係る税率と同じものに3年かけて行うというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、28年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 再生エネルギーの関係ですが、ちょっと確認なんです。前回の説明のときに、たしか従来は3分の1であったものが、太陽、風力については3分の2、それから、水力、地熱、バイオについては2分の1に拡大されたということによかったでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 太陽光発電につきましては、従来も3分の2でございます。今回の改正につきましては、この従来、3分の2を参酌しまして、2分の1以上6分の5以下の範囲内で定めなさいとなっております。

同様に、風力につきましては3分の2を参酌しまして2分の1以上6分の5以下、以下、水力、地熱、バイオマスにつきましては2分の1を参酌しまして3分の1以上3分の2以下の範囲内で定めなさいとなっております。

しかしながら、私どもも、この参酌しました基準値を採用しまして、少し様子を見定めただ中で、必要があればまたこの辺は御提出をさせていただきたいものと考えております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回のこれは、課税標準の特例というんですか、割合の設定なんですが、これによる豊明市の税収への影響、それから該当する件数についてはどのようになっていますでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） こちらのほうの影響の範囲でございますが、太陽光発電につきましても、これ、電気事業者が行う規模の大きい、比較的大きなものということに限定されておりますので、今のところ、該当する物件、こういったものがまずないであろうということで見込んでおりますので、税収への影響はないという形で今のところは考えております。

以下、風力、水力、地熱、バイオマスにつきましても、今すぐ影響があるとは考えておりません。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） それでは、議案第59号 豊明市都市計画税条例の一部改正について、御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、平成28年3月31日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

それでは、1枚おめくりください。

本文中の文言が非常にわかりづらくなっておりますので、参考にお配りしております新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の地方税法の改正に伴いましては、都市計画税条例に引用する条項にずれが生じたので改正をするものでございます。

内容的に、都市計画税の課税物件の追加と削除、条項ずれの修正、それから、附則の適用追加、こういったものでございます。

以上、大きく言うと3点でございますが、このような追加と削除で構成されております。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 この改正に関してちょっと聞いたんですが、企業内保育所の軽減が今回の改正でなくなるというような、そういう影響の出てるようなことがあるというようなお聞きしましたけれども、そういったことが実際に起きてくるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 地方税法の349条の3に列記されております項目の中、32項でございますが、事業所内保育所事業の用に供する家屋、償却資産、こういったものが削除されております。

しかし、税額を算出するに当たってのものでございますので、私どもの豊明市に対する税収の影響というのはごくわずかでございますので、このあたりについての影響は小さいものであると認識をしております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 そうすると、制度として影響はある、それから、小さいけれども豊明市にも影響があるということですよね。そういうことであれば、件数、それから金額を教えてくださいいただきたいと思いますが。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁できますでしょうか。

鈴木課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） この件につきましては、ちょっと持ち合わせておりませんので、調べまして御報告をさせていただきます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（発言する者あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 当局にお聞きします。どのぐらい、お時間、必要でしょうか。

鈴木課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 今、ちょっと地方税法の条文を再度確認してみましたが、この部分につきまして、事業所内保育施設につきましても利用定員が5名以下であるものに限るといような文言がございますので、私ども、豊明市内で、今、この文の該当するものはないという認識しております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員、よろしいでしょうか。

○後藤 学委員 はい。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 議案説明会のときでも、それから今の議案説明のときでもそうですが、今回の改正で、こういった税額に影響の出てくるような改正があるというような、そういう説明がなかったように思います。税というのは税額にかかわりがあるかないかということが一番大事なことなので、説明をする際にそういったことはきちんと説明をしていただきたい、それから把握もしておいていただきたいというふう思います。これから注意をしていただきたいと思います。

以上です。

(賛成の声あり)

○後藤 学委員 以上で賛成といたします。

○総務委員長(ふじえ真理子議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第59号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第59号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号 平成28年度豊明市一般会計補正予算(第1号)のうち、本委員会所管部分についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤財政課長。

○財政課長(伊藤正弘君) 一般会計補正予算書の財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳入の説明をいたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金の96万7,000円は、このたびの歳出補正予算の一般財源となるものでございます。

以上で、財政課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 鈴木とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長(鈴木 正君) それでは、とよあけ創生推進室所管部分について説明させていただきます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

上段の2款 総務費、8目 企画費、右ページ2 地域創生事務事業で、新たに小学校統合検討委員会委員報酬として22万5,000円を計上いたしました。

これは、この臨時議会で審議していただきます双峰小学校と唐竹小学校の統合検討委員会を今年度に5回予定しているためです。

報酬の支給対象者は9名といたしました。1人当たり1回の報酬単価は5,000円といたしました。

同じく、新たに保育士資格取得支援補助金として72万7,000円を計上いたしました。

これは、本市が、桜花学園大学、名古屋短期大学と連携して開催する保育士支援研修の

受講修了者のうち、無資格保育士として市内の保育園で勤務している受講修了者を対象に、保育士資格取得の通信教育を受講した費用の半額、上限3万円と、保育士試験を受験した受験料の半額、6,350円を負担するものです。

なお、対象といたしましては20名を想定しております。

以上で、とよあけ創生推進室所管の説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑される方はページ数をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 補正予算書の7ページ、一番上の小学校統合検討委員会の委員報酬なんですけど、これ、9人にしてある。たしか、さっき想定が10人ぐらいだったのかな、人数を数えたら。校長先生が2名、多分おみえになるので8名ぐらいかなと思ったんですが、これ、9人にされたのはどうしてですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 定員は12名になっております。その関係で、最終的に12名になった場合に、校長先生2名、あと、県の職員が1名入っておりますので9名というふうにさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 通信教育の費用の助成をするということですが、この通信教育というのは大体幾らぐらいかかる。

（保育士の声あり）

○後藤 学委員 保育士資格のほうの補助の関係ですが、通信教育にはどのくらいの費用が一般的にかかるものなんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 私どもの調査で、これ、業者名とかはまずいですね、一般的な皆さんが通信教育として使われるだろうというメジャーな業者さんで、税込みで5万9,400円になっております。それ以外は7万9,000円とかいろいろございまして、

マックス3万円という、半額、3万円ということにさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今回の保育士資格のところなんですけど、これ、補助金の対象者というのはどういうふうになっていますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 6月に桜花学園で行いますワイワイ保健セミナーの受講者でありまして、市内の保育園と私立保育園3園に勤務される方を予定しておりまして、この私立保育園3園については認可の保育園とさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今、ワイワイ保健セミナーでいいですかね。

（失礼しました。保育セミナーです。失礼しましたの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 清水委員。

○清水義昭委員 これ、私立の保育園も、保育士も対象にするという、何かそういう意図はありますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 今回の研修につきましては、事業目的から申しますと、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた事業になっております。安心して出産、子育てができる環境・社会づくりを進め、女性が活躍できる場をつくるというのが最終的な目的とさせていただいています。

そういった観点から、豊明市全体の保育の質と量の確保をする必要がありまして、民間の保育園も対象にさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今後、もしかしたら幼保一体とか、そういうのも考えられると思うんですけど、そういうのを見据えて、幼稚園の教諭とか、そういうのを対象とする予定みたい

なのってありますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 今後、必要があれば検討していくべきことというふうに理解しております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 市内の保育所に勤務をしている方に対象を絞っているということですが、市内在住の方で、逆に市外へ勤めてみえる方もみえますよね。そういった方は対象にはされないのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 今回の目的は豊明市内の保育の質と量を上げるということになりますので、その目的に沿って、豊明市内の保育園に勤務、一時的でもしていただくということで考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと関係がよくわからないのでお聞きするんですが、3月補正のときに、地域創生事務事業の中で、たしか名短と協力して女性復職支援プログラムというのをやるというような計画が上がっておりましたが、それとこれとの関係はあるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋参事。

○参事（伏屋一幸君） 今回、先ほど説明しましたワイワイ保育セミナーというのはまさにその事業ですね。3月に言っておりました加速化交付金の対象となる事業ということで計画をしておりました。それをまた、より充実するために、今回、このセミナーを受けていただいた方に、保育士の受験だとか通信の受講、そのまた補助を与えて充実をしようというものでございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと確認ですが、ということは、3月の地域創生事務事業として掲げた女性復職支援プログラムはプログラムで行う、今回のものは今回のもので両方とも行うという、そういう意味ですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋参事。

○参事（伏屋一幸君） そのとおりでございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 もう一つお聞きしたい。

一般質問のときにもちょっといたしましたけれども、中日新聞に発表された記事によりますと、市内で市のパート職員の長時間化を目標に行うというようなことが書いてあるんですが、一般質問のときにもありましたように、指定管理で、30年、31年ですか、市内の4園を民間委託に出すと。出すことによって保育士が余ってくるので、余ってきた保育士を、パートの今やっている仕事をやらせてもらって、パートの人にはやめていただくというような、たしかそういうような趣旨の発言だったと思いますが、そういう中でパートをふやしていかなければならないというのはどういう理由なんですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

原田行政経営部長。

○行政経営部長（原田一也君） パートをふやすというよりも、今、無資格でパートで働いてみえる方を有資格にして、保育の現場でより質の高い保育をやっていただくという、そういう目的もあります。先ほど室長が答えましたように、これ、まち・ひと・しごと総合戦略の中で進めておる事業として、いわゆる女性の社会進出という、そういう側面も持ち合わせておりますので、ただ単に公立の保育所で働いてもらうがために資格を取っていただくということよりも、全国的に保育士の資格取得者が少ないですから、そういった意味で、取ってもらって民間でも活躍していただければいいし、もっと言うなら、いわゆる地域型保育の小規模な保育所でもやっていただく、そういったような、これからニーズが高まっていく中で進めていきたいと思う事業でございます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第60号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後零時4分閉会